

各位

会社名兼 松 株 式 会 社代表者代表取締役社長 下嶋政幸(コード番号8020 東証1部)問合せ先財務部長 蔦野哲郎(電話番号 03-5440-8000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 開催予定の当社 第 123 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 平成29年6月23日開催予定の当社第123回定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたしまして、現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定される発行可能株式総数を、1,016,653,604株から200,000,000株に変更するものであります。
- (2)全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第7条(単元株式数)を変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第7条(単元株式数)の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

			(上)がは及父即力でかしより。)	
現行定款		変更案		
第1条~5条 (条文省略)		第1条~5条 (現行通り)		
	第2章 株式		第2章 株式	
第6条	(発行可能株式総数)	第6条	(発行可能株式総数)	
	当会社の発行可能株式総数は、		当会社の発行可能株式総数は、	
	<u>1,016,653,604 株</u> とする。		<u>200,000,000 株</u> とする。	
第7条	(単元株式数)	第7条	(単元株式数)	
	当会社の単元株式数は、1,000株と		当会社の単元株式数は、 <u>100 株</u> と	
	する。		する。	
中略		中略		
(新設)		附則 本定款第6条および第7条の変更は、		
		平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する		
		ものとする。なお、本附則は平成 29 年 10 月		
		1日の経過後、これを削除する。		